

長野市農業委員会 第 24 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 1 月 31 日 (月)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 54 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
3 番 青木 保 4 番 曾根 信一 5 番 田中 章一
6 番 岡村 豊 7 番 鈴木 洋一 10 番 村田千代春
12 番 小滝 愛子 13 番 北村 守 14 番 中島 清
15 番 林部 安壽 16 番 羽田 悟 18 番 関 正和
21 番 酒井 昌之 22 番 塚田 厚 25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員
1 番 善財 良治 2 番 池田 昌子 8 番 青木 明夫
9 番 小林 清男 11 番 佐藤 太吉 17 番 中澤 澄夫
19 番 吉原 俊夫 20 番 松田 光平 23 番 和田 修
24 番 北原 幸平
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 市川 隆道 主幹事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 大前 健 主 査 酒井 雅宏
主 査 駒村貴久美
農業政策課
係 長 市川 和正
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 211 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
報告第 97 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて
議案第 212 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 213 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 214 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明について
議案第 215 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第 216 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画 (案) の意見聴取について
議案第 217 号 非農地決定について
報告第 98 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 99 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 100 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
報告第 101 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画 (案) の報告について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 204 号 農地等利最適化推進施策に関する意見書について

議案第 218 号 長野市農政懇談会について

議案第 219 号 農地の賃借料情報について

議案第 220 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(令和4年度～令和8年度)について

曾根会長代理 連日、テレビを見ますと長野市のコロナ感染者が多く発生しています。会議につきましても短い時間で終われるように皆様のご協力をお願いしたいと思います。

第24回総会に出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行いますが、通常ですと皆様にご唱和いただくところですが新型コロナウイルス感染拡大のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので、皆様は着座のまま黙読をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ただいまから第24回総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。本日の総会につきましては、現在の出席委員は、在籍委員25名中16名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条3項に基づき総会は成立しております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1月の地区調査会においてご了承いただき、1月、2月の総会については、会長、会長代理、地区調査会長以外の農業委員の出席を半数といたしました。総会の要求を満たす過半数を確保した上で開催させていただきます。それでは挨拶ですが、初めに、青木会長よりお願いいたします。

青木会長 皆さん、ご苦勞様でございます。新しい年を迎えて、既に1カ月が過ぎようとしております。今年は例年以上に雪が多いということで、実は、先週、須坂の長野県農業大学校果樹試験場に農大生が、今、最後の卒業の追い込みをしておりますけども、そこの講師で呼ばれまして、試験場へ行って1時間程お話ししてきましたけれど、23名の農大生がおられました。

その中で、先生とお話する機会がありましたが、今年は今のところ、リンゴ、モモも含めて、非常に発芽の状況がいいということです。特にフジの場合は、去年に比べて雲泥の差で発芽の状況がいいということです。このまうまくいくと、いい年になるのではないかなとそういう話をお聞きしました。

いずれにしても昨年は、凍霜害、長雨、雹の被害が大きかったので、こういった影響が無いように、今年こそ豊作を願いたいと思っております。

皆さま今、マスク、手洗い、換気等していただいておりますけれども、実は私は、土曜日、開業医に行く用事があって行きましたら、受付を済ませて見ると、ほとんど医院の中に誰もいないのですよ。聞いたら、全て車の中で待機してということと言われました。確かに、待合室から、それぞれの駐車場の車中で呼び出しベルを渡されまして、呼んだら来てくれということでありました。少し待っておいましてら主治医の先生が、いわゆる簡易検査、抗原検査の器具を持って来まして、そこでチェックをして、異常のない人だけ中に入るといような状況で、自分の身の回りにいよいよオミクロン株も来たかなということで、非常に緊張感のある状況だと感じました。

私どもの活動も、特に地域の皆さまがたと接しなきゃならないということが大事なのですけれど、コロナだけは避けて通れないということで、お互いに感染だけはしないように、最大限の防御を図っていただければありがたいというふうに思います。

今年で私どもの活動も3年目になります。18期もいよいよ最後の年になるわけです。1年目に種をまいて、2年目に成長させて、3年目は果実の収穫という大きなホップステップジャンプという年になるわけですが、私自身考えておりますことが、大きく分けて二つあります。一つは、私どもの活動を、いろんな意味で、地域へ情報をどんどん発信していかなければいけないというふうに思っております。2年間学んだ経験を含めて、地域の農業関係者を含めた皆さんがたにフィードバックするというのが一つあると思います。

それともう一つは、一番、私ども、目先で大事なものは、やっぱり荒廃農地を少なくするということです。私は前々から気にはなっているのですが、特に、私ども農業委員会が実施しております農地利用状況調査の中で、特にB分類ですね。山林原野、これが全体の21パーセント占めているということです。非常に大きな数値を占めています。

この前、たまたま近隣の小川村さんの同じデータを見せていただいたのですが、小川村さんは全体の荒廃地が10パーセント切っているのですよ。平均で。長野市は30パーセントです。その差はなんだっていったら、B分類、いわゆる山林原野はもう確実に非農地に全部しちゃっているのですよ。ですから、それぞれの委員さんが保持しなきゃならない農地面積が非

常に明確だということになります。

ところが、私たち長野市の場合は、残念ながら山林原野、10年も20年もそのままになったものも、まだ農地なのです。そこで数字だけ見れば、異常に高い数字です。知らない人が見れば、長野市は3分の1が荒廃地じゃないか。数字だけではそういうふうに捉えられるということから、私はぜひとも、これは正常な形に直さなきゃいかんな、修正しなきゃいけないというふうに思っています。

所有者の方はそんなに抵抗ないと思います。既に、杉植えて20年、30年たった畑をいまさら、畑にしますから変えないでくれ、とは言わないと思います。ただ残念なのは、相続はあまりうまくいってないということ。相続の件では結構、手間もかかるし、費用もかかるというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、この辺の数値を、できれば今年1年間かけて、少しでも、目標値では10パーセントの半分ぐらいにできればなと思いますけれども、相当の事務量になりますので、簡単にはいかないなと思っております。

この辺は私も、事務局のほうにも、具体的な方法について早々に検討していただきたいという依頼はしておりますけれども、ぜひこの辺の着手も、私ども、きちんとしておきたいなと思います。18期ですべて実施はできないと思いますけれども、こう手を付けることによって、次の方々が、この内容をまた継続してやっていただけるのではないかなということで、是非お願いをしたいと思います。

それから、1月に入りまして、荻原新市長と、新規就農者の懇談会が行われました。対象者としては、長野市の親元就農の支援事業の支援を受けている若者、それと、国の支援を受けている若者。合計4名の代表の方でしたけれど、ほとんどは果樹栽培で、それぞれ個性のある方々であり非常に将来頼もしいな、ということを感じました。

私からは、とにかく皆さんがた農業委員と最適化推進委員だけは、まず名前をおぼえてくれとお願いしました。農地、他のことも含めて、何かあったら農業委員さんや、最適化推進委員さんにすぐ飛んでいって相談してくれというふうに、私のほうから、再度お願いをいたしました。最近はJAさんもなかなか、担い手さんの、いわゆる面倒を見る、支援するということまで手が回ってないというような現状であると思います。農業委員がその代わりを全てというわけではございませんけれども、その辺をぜひご協力をお願いしたいと思います。

最後に、昨年2月から皆さまがたにご論議いただきまして、

アンケート取っていただきました農業振興アクションプランの見直しについて、最終の答申を、1月13日に市のほうに提出をさせていただきました。11月いっぱい、1カ月間、市民に対するパブリックコメントを行いまして、パブリックコメントでは全部で15件の意見が出ておりました。それぞれ反映できるものとできないものを含めて、今回のアクションプランの見直しの中に反映をされております。いずれに対してもまた、早々に議会にご提案されて、4月の初めから新しい第2期の農業振興アクションプランがスタートということになると思います。

この中で、私どもの農業委員の関北部地区調査会長からも、プランだけでなく実効性のある行政にしてほしいということで、荻原市長さんにも提言したということもございます。私どもも、これを本物にするためにも、注目をしていただきたいと思います。

本日は、議題といたしましていくつかございます。農地法、それから経基法等々に、ちょっとボリュームがありますけれども、先ほどもありましたように、できるだけ効率上げて確認をさせていただきたいというふうに思っていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。以上で私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

曾根会長代理 ありがとうございました。続きまして、市川事務局長より、ご挨拶をお願いします。

市川事務局長 どうも、こんにちは。事務局の市川でございます。本日は、ご多用の中、会長はじめ委員の皆さまには、第24回総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日、令和4年最初の総会となります。しばらくはコロナの感染状況を注視しながらの開催となりますが、委員皆さまにはご理解、ご協力をいただき感謝を申し上げます。また、1月から2月にかけては、各種行事を計画しておりましたが、やむを得ず中止に追い込まれました。今後のコロナ感染拡大等の状況にもよりましても、できるだけ早いうちに、通常の活動が可能となることを祈っております。

さらに、今ほど会長のご挨拶にありました、非農地決定の推進につきましては、事務局といたしましても、重点的に進めてまいりたいと、このように考えております。実施計画の前倒し等、早急に検討いたしまして、皆さまにお示しをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議事項は、農地法関係等の議案が11件、報告案件5件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございました。続きまして議長就任ですが、長野

市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは規定に基づきまして、議事進行させていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきますので、ご了解いただきまして、お願いいたします。それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号25番 北村正彰委員と議席番号4番 曾根委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議事案件に関しましては、議案第215号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定において、お手元に配布いたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。

この他に、本日の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたらお申し出ください。別紙1以外はよろしいですかね。

【該当者なし】

議長 では、なしと確認をいたしました。次に、議案の訂正等の報告を事務局からお願いします。

酒井主査 事務局の酒井と申します。農地法にかかる事項につきまして、訂正はございません。農業経営基盤強化促進法にかかる事項に関する訂正につきましては、お配りしました訂正票をご確認いただきたいと思います。詳細につきましては、後ほど担当から議案と合わせてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入っていきたいと思います。農家創設のヒアリングに入りたいと思います。本日は、農地法に関わる法人参入の案件が1件ございます。最初に聞き取り調査を行います。事務局より、議案及び議事の流れについて説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 事務局の竹下です。農家創設、法人参入案件について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。別冊1-2、議案第215号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、この31ページの番号22番及び32ページの番号26番の案件と関連で、別冊2、議案

第 216 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画の意見徴収についての 3 ページの番号 2 番でございまして、本件は、法人の農家創設となります。

次第にはありませんが、法人の担当者から、事情聴取を事前に行うものです。株式会社●●が吉地区の農地に賃貸借権を設定して、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものです。既に調査会に出席し、営業計画の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会においても、営農計画の説明をお聞きするということでお越しいただいております。審議の流れについて説明いたします。

まず、地区調査会長から補足説明及び調査結果の報告をお願いします。次に、現在、外で待機中の法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただき、質疑応答を行います。質疑応答終了後、法人担当者には退席していただき、その後、通常の審議を行います。審議の流れにつきましては以上です。

議 長 　ただ今、事務局から議案と審議の流れについての説明がありました。続いて、北部地区調査会長から、法人の営農計画についての調査結果並びに補足説明をお願いします。なお、資料は別冊 4 の他、関係議案は別冊 1-2 の議案第 215 号及び別冊 2 の議案第 216 号となります。それでは、北部地区調査会長よろしくをお願いします。

関 地区調査会長 　はい。北部地区調査会の関です。お手元の資料、別冊 1-2 の 32 ページ、ナンバー26。関連でナンバー22 になっておりますが、北部地区調査会におきまして、この法人の代表者及び実質、主に営農する、専務から営業計画書に基づきまして説明を受けました。それを受けた後、調査会で審議をしました。この営農する専務につきましては、現在中野市で、平成 27 年からイチゴ栽培を始めて、実績を上げてきたわけでございます。少し規模を拡大して、法人農家を創設する中で、イチゴ栽培に加えまして、観光農園、イチゴ狩りというような観光農園を加えてやってきたい、というようなことで計画したようです。

現在、中野市でイチゴ栽培、25 アールほど栽培しているのですが、長野市のこの予定として希望している農地につきましては、そこを選んだ理由としては、先ほど申し上げた観光農園をしていきたいということで、主に交通の利便性を考えて、長野市に近い吉という地籍に園地を求めたというところです。

実質、その求めた園地につきましては、もう数年、耕作をしていない状態です。周りに畑がありますので、山林原野という

ところまではいかないのですが、活用してない農地になりますので、そういう意味では、園地として求めたわれわれの周りとなれば、農地活用としてはいいのではないかという説明等々、委員の中では話しをされたわけでございます。

どちらにしても、中野で 25 アールのイチゴ栽培の中でそれなりの実績を上げておりますし、営農計画の中でも説明がありましたように、今後の事業方針も明確でありますし、経営能力もあるということで、農地活用の面からも適当であるという調査会での判断になったところです。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは法人の担当者から聞き取りを行いたいと思います。説明を行う法人の担当者に入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議 長 お座りください。ご苦労さまでございます。長野市農業委員会の会長の青木と申します。本日は遠方からご足労いただきましてありがとうございます。それでは最初に自己紹介をしていただいた後、株式会社●●様の営農計画等のご説明をお願いいたします。それでは、よろしくお願いします。

●● ●●専務 株式会社●●の、専務の●●と申します。代表取締役が●●ですが、本日諸用のため、私が代わって説明させていただきます。

まず、●●に関しましては、去年、会社として立ち上げました。その経緯といたしまして、●●という会社は、ジャム会社を経営しておりまして、ジャムの関係で原料のイチゴが必要になるということで、私、もともと長野出身で、大学は神奈川県の方に行っていたのですが、結婚の関係で、●●の娘さんと結婚しまして、その関係で農業に就くことを決心しました。中野市のほうで、25 アールのイチゴ栽培を現在しております。

それで、長野市のほうで今回土地を探しており、ちょうど吉の辺りは、そのまま長野市から向かっていけば中野の方面に抜けるということで、ちょうど中間地点に当たることと、あと、●●の本社の近くということで、近くでイチゴを栽培したいということと、将来的に長野市で経営していきたいということがありましたので、今回、その土地で経営させていただきたいと考えております。

営農計画についてご説明いたします。まず、営農の概要としましては、私が個人で行っていたイチゴの栽培・販売に関することを●●という会社の経営に組み込み、観光農園として地域の活性化を図りたいということです。生産するものはイチゴで、営業方針といたしましては、お客さまに喜んでいただける

イチゴを生産し、摘み取りを中心とした観光農園にしていきたいと考えております。

販売方法といたしましては、今、お付き合いのある量販店さま、果物店等、卸売り、または直売で、移動販売車も今企画しており、もう実際に出来上がっておりまして、合わせてインターネットを利用して販売を行っていきたいと考えております。将来の目標といたしましては、高級果物店で扱ってもらえるような高品質のイチゴを生産して、●●というブランドをつくって、長野市そして全国の方に知っていただきたいと考えております。次に、農業労働力といたしましては、専務の私が中心にやっておりますが、あとは取締役にも●●がおります。社長は、●●と兼任という形で就かせていただいております。

次のページに移りまして、経営内容といたしましては、イチゴでこちら 8.2 アール、加工用冷凍イチゴを 1.8 アールという感じで、これを合わせて約 10 アールで営んでいきたいと考えております。こちらの生産目標と販売目標に関しましては、今、中野市でやっている実績値から計算して出させていただきます。合計 1,600 万円を目標としております。

次に、経営耕地に関しましては、合計 29.91 アールありますが、地形の関係上、ハウスを建てる平らなところで最大面積約 10 アールということにしております。場所に関しましては、ちょうど丘になっておりまして、遠くからも見えやすい、目立ちやすい位置ということで、そこら辺が気に入りましたので、借りさせていただきます。これから経営させていただいて、もうちょっと経営状況等、良くなってきたら、また別の場所に借りて拡張できたらいいなというふうには、目標としては考えております。

最後に 4 番、営農技術などの習得方法ですが、2012 年に、先ほど申し上げました、東京方面から帰ってまいりまして、2 年間地元のイチゴ農家さんのところで研修を受けて、合わせて 2013 年から 5 年間、国から青年等就農計画に沿いまして、中野市を通しまして国の認定就農者となりました。こちら、習得することによって、経営して、土地を借りられるという権利を得たので、それから自分でやらせていただいております。今後は、信州大学の協力の下、知り合いの教授さんがいらっしゃるので、そういう方と品種の開発などをやらせていただいて、より地域を盛り上げていきたいと考えております。

中野市の実績を申し上げますと、現在、ハウス 25 アールで農業をさせていただいております。売り上げに関しましては去年のデータで、2020 年の 12 月から 7 月までの売り上げといたし

まして、2,532 万円で収穫量が 19.3 トンとなっております。

あとは今回、ブランド化ということもありまして●●という名前を付けさせていただいて、パッケージで●●の名前を入れたり、箱等、●●という箱で自社をアピールしていく形になっております。合わせて、今、●●と、もともと親会社といいますか、●●と協力しまして、養蜂の事業もやっておりますので、そちらに関しましては、2 人ほど常に働いてくださっている方がいらっしやいまして、そちらと合わせて売り上げの向上を目指していくという形になります。中野市のハウスは、今、人数、私を抜いて 6 名、パートさんがおりますので、合計 7 名でやっておりますが、もっと忙しくなった場合は、また追加で足していきたいと考えております。

6 番の資金計画に関しましては、こちら、提出した際とちょっと変わっているのですが、自己資金の中で、ハウスが 2,700 万円で、イチゴシステム等 1,000 万円、あと、農業用倉庫とそちらの土地の整理で 1,600 万、合計 5,300 万かかる予定でございます。以上になります。

議

長

詳しいご説明をありがとうございました。ただ今、株式会社●●様から営業計画などについてご説明をいただきました。これより質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、曾根代理。

曾根会長代理

曾根と申しますが、ちょっと 2 点ほどお聞きしたいのですが、イチゴだと、やはりクリスマスの需要がメインだと思うんですが、経営の中でのウェイトと、それとあと品種とハウスの大きさなんかを教えていただければ。

時期の、その年間のウェイトっていうか。年間を通じてコンスタントにやってくるのか、クリスマスにかけて販売を強化してくのか。

● ● ● ●

まず、そちらに関して言いますと、イチゴは大体 11 月ぐらいから収穫できるものでして、やはり、一番需要があるのが 12 月。クリスマスが一番高くなる時期です。あとはだんだん下がっていきまして、うちの実績で言いますと、11 月から採り始めて、大体 7 月ちょっと入ったぐらいまでやらせていただきます。ですから、12 月、メインで一番高いときではもちろんあるんですけど、私としては期間を長くやらせていただいております。

最終的に、6 月、7 月とかになって参りますと、やはり、イチゴは柔らかいものなので、それこそ自社のジャムの加工用として使わせていただくことが多いです。品種に関しましては、長野県の場合、ちょっと他県さんと違いまして、品種がすごく

限られてしまっておりまして、現在は紅ほっぺをメインで作っております。ただ、毎年新しい品種も合わせてお客さんの需要にも応えていきたいという形で、今回、かおり野という新しい、三重の登録品種なんですけど、こちら登録すれば誰でも生産可能ということで、かおり野を作らせていただいております。あとはやはり、とちおとめという品種が有名なのでそちらも今作っておりますし、やはりお客さまが、結構需要があるといひますか、白イチゴもかなり需要があるので、そちらも今、作っております。

品種に関しましては、今後また新しいもの出てきますので、どんどん新しく挑戦していった、収量と味とを見込めれば、どんどん入れ替わっていくという形を取らせていただいております。あと、大きさというのは今回やるハウスの大きさですか。

曾根会長代理

● ● ● ●

曾根会長代理

● ● ● ●

そうです。

約 10 アール未満ですね。

間口をどのぐらいでやるのですか。

間口が約 30 メートル、奥行きが大体 24 メートルくらいで計画しております。ですから、正味に直すと 10 アール未満ですね。7 アールとか 8 アールぐらいになってしまうのですが、その分、そこで現在と同じように卸先に販売するのと、先ほど申し上げたとおり、摘み取り体験等をやらせていただきたいと考えております。

収益率ですよ。

議

● ● ● ●

議

塚

議

塚

田

委

田

委

長

長

員

長

員

もし分かれば後ほどお願いします。

はい。

他はいかがですか。

いいですか。

はい。塚田委員。

西部の調査会、塚田と申します。私も、イチゴのことは全く分からないのですが、今、ちょっとお聞きした中ですと、11 月から収穫がどんどん始まって、だんだんと少なくなって 7 月、新しい品種とかそういったものもというようなことで、今、お話しかがいましたけど。全国的に、やはり、夏の時期から 11 月までの間っていうのは収穫が、イチゴの場合非常に少なくて、輸入ものに頼るというようなところがある気がするのですが、夏秋イチゴって、もう何年も前から言われていますが、そういったことの取り組みっていうのはあまり、計画の中にはないですか。

● ● ● ●

それに関しましては、やはり、1 年中採れるほうがよくて、

そちらも検討はいたしました。夏秋イチゴはどうしても夏の暑さというものがあまして、理想的なのが標高 1,000 メートル以上のところじゃないと、ちょっと厳しいです。

そうしますと、やはり、今のところだと大体 500 メートルくらいなので、夏になっちゃうともうグチャグチャしてしまって、ちょっとものにならない感じです。知り合いで、軽井沢のほうにいますので、やはり高原なので、1 年を通してやられているんですけど、ちょっと今回の場合は難しいのかなという感じでした。

塚田委員長　やはり、暑さに非常に弱い、そういう植物という部類ですかね。

● ● ● ●　そうですね。

塚田委員長　なるほど。それと、ハウス栽培ということで、ちょっと私も、ハウス栽培の、全くノウハウがないのですが、要はプランターってような認識なのですかね。それともなんか、昔のイメージですと、トマトのように養液栽培のような栽培ですか。

● ● ● ●　それに関して言いますと、もし、イチゴ狩りとか行ったことございましたらわかると思うのですが、ベッドといいまして、大体地面から 120 センチぐらいの所にこういう発泡スチロールのものがずっと棚になっていまして、下がパイプで組んであるのです。人が採りやすい高さになっていまして、そこにイチゴを植えてあって、摘み取っていくっていう感じになっております。

塚田委員長　ということは、土があるということですか。

● ● ● ●　そうですね。土が高いところにありまして、そこに植えてありまして、ちょうどいい高さになっています。

塚田委員長　この物自体は毎年新しく変えるのですか、それともこれをずっと使うってことなのかな。

● ● ● ●　土に関しましては、休みの時期の 7 月、8 月ぐらいに消毒をします。全部刈り取りまして、消毒してまた 9 月になったら定植をして、それからだんだん、2 カ月後ぐらいですね。11 月ぐらいから採れ始めて、やっぱり 7 月ぐらいまで採って、7 月ぐらいにランナーといいまして、苗をまた採って、それを別の場所に運んで、同じように消毒、高温で消毒すると土が元に戻るといいますか、還元されるっていう形です。

塚田委員長　分かりました。ありがとうございます。

議　　長　他、いかがですか。

小滝委員長　小滝と申します。先ほどの夏秋イチゴなのですが、国道の 18 号線沿いに●●さんがやっている夏秋イチゴがあるのです。成功しているか失敗しているかは分かんないですけど、夜、電

● ● ● ●

議長 議員 議員 議長
小 滝 委 員
議長
北村地区調査会長

他にないですか。北村さん。

● ● ● ●

北村地区調査会長
議 長

• • • •

ですけど、ただ、ゆくゆくは、やっていきたいという感じです。
9月から植え付けますので、採れるようにはなります。少しずつ運営をしていきたいと考えております。

議 ● ● ● ●
議

長 今、横におられるのは、奥さんでしょうか？
長 そうです。

非常に若くておられるし、厳しいハウス栽培、結構見た目は華やかですけど、非常に厳しいというのは私なりに認識しています。とにかく、新しいノウハウを入れながらですね、ぜひ成功してほしいと思います。地域の期待も多いと思います。

近くに福祉施設がありますよね。そんなこともあるので、ぜひ夢を実現させていただきたいなというふうに、私ら農業委員会としても期待をしておりますし、間接的に応援させていただきたいと思っています。

● ● ● ●
議 長
曾根会長代理
議 長
曾根会長代理
● ● ● ●
曾根会長代理

ありがとうございます。
よろしくお願いします。
もう1点だけお願いします。
いいです。
どうしても暖房使いますよね。
はい。

特に今年の場合、燃料が高くて、光熱費っていうのがかなりかかると思うのですが、そこらはどんなふうにお考えですか。

● ● ● ●

それに関しましては、今、中野のほうで結構、ハウスも立派なものが建っていて、ほぼ暖房費は、去年実績で言うと、かからなかったのですが、今年はちょっと雪が多くて、80万ぐらいかかってしまっております。

ただ、去年ベースでいくとその半分ぐらいで済んでいますので、それこそ年によって変わってくるのですが、その辺に関しましては、それを越えられるだけの売り上げで何とかカバーしていこうかなと思っています。

議 長

よろしいですね。株式会社●●さん、お忙しいところありがとうございました。

● ● ● ●
議 長

ありがとうございました。
私どもといたしましても、消費者という立場になったり、それから、営農を支援するという立場になったり、引き続き関係を持っていきたいというふうに思います。なので、ますますのご奮闘を、お願いをいたします。以上で質疑を終わりたいと思います。本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。

● ● ● ●
議 長

ありがとうございました。
ではご退席ください。

● ● ● ● はい。ありがとうございました。

【法人担当者退室】

議 長 ただ今の案件につきましては、この後、この議案第 215 号及び議案第 216 号で審議が行われます。よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは議事に入ります。農地法等に関する事項についての審議を行います。議案第 211 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局 長 初めに、本日の資料になりますけれども、農地法等議案に関わる本冊の他、農業経営基盤強化促進法に関する別冊が 1-1、1-2、1-3。それから、農地中間管理事業の議案に関する別冊 2。そして報告に関する別冊 3。そしてただ今の、法人の農家創設に関する別冊 4 でございます。

それでは、議案第 211 号の農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明を申し上げます。第 24 回総会農地法等議案の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から、2 ページの 7 番までの 7 件でございまして、内容は、所有権移転案件が 5 件、使用貸借権設定案件が 2 件となります。申請案件の内容につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる許可することができない要件について確認しましたところ、該当しておりません。

従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。本議案は長野市農業委員会規則第 3 条第 8 項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに中部地区調査会長から、1 番、お願いいたします。

北村地区調査会長 中部調査会の北村でございます。1 番ですけど、許可条件に適合しており、問題ないというふうに判断をいたしました。

議 長 続きまして、南部調査会長から、2 番から 6 番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部調査会の村田です。よろしくお願いいたします。2 番は、父親から同居の娘さんへの使用貸借ということでした。3 番から 6 番は有償による所有権移転です。調査会で検討した結果、下限面積等条件を満たしているため、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から 7 番お願いいたします。
北村地区調査会長 東部地区の北村です。7 番につきましては、●●さんという

方が、●●さん、今回借りる方のお父さんの弟だそうです。い
とこということなのですが、●●さんがちょっと、仕事ができ
なくなったということで、そのいとこの●●さんが、一応、農
業をしていきたいということで使用貸借をしたということであ
ります。調査会で検討した結果、許可条件に適合しているの
で、問題はないということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今
の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言の
ある方は挙手をしてお願いします。いかがでしょうか。ありま
せんか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決に入ります。議案第 211 号に
ついて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認しましたので、
議案第 211 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 97 号 農地法第 4 条の規定による許可申
請の取り下げについてを議題とします。事務局から説明をお願
いします。

竹下主幹兼 報告第 97 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げ
事務局 長 補 佐 について、ご説明いたします。本件は報告案件ですが、議案第
212 号及び議案第 213 号に関係しますので、先に報告させてい
ただくものでございます。資料、本冊の 11 ページになります。
本件につきましては、理由欄に記載のとおり、本年 12 月 27 日
に開催の第 23 回総会において、許可相当と議決いただき、県に
進達したものでございますが、都市計画法との再調整で見直し
が必要となり、申請者から取り下げ願が提出されたものでござ
います。

なお、土地所有者とそのお孫さんが、両名で共有による農家
住宅を建築するということで、今回、土地所有者が第 4 条の 1
番、それからそのお孫さんが 5 条 2 番で、農家住宅として申請
されるということで、この後、議案として出てまいりますので、
よろしく願いいたします。報告については、説明は以上でご
ざいます。よろしく願いいたします。

議 長 はい。ただ今事務局から報告第 93 号についての説明があり
ました。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいで
すか。

【質疑なし】

議 長 質問がないようでございますので、報告案件でございますの
で、ご了解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第 212 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼
事務局 長 補 佐

議案第 212 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。農地法等議案の 3 ページをご覧ください。番号 1 番から 2 番までの 2 件で、1 番は農家住宅を建築する転用案件で、先ほど説明したとおり、5 条 2 番の案件と関連するものであります。申請者がお孫さんと共有で農家住宅を建築するものであります。

2 番は、農業用倉庫、駐車場、庭を設置する転用案件です。内容につきましては、議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし、立地条件等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。

なお、先月の総会で、許可すべきものとご決定いただき、県に進達いたしました農地法第 4 条の 3 件の案件は、全て許可済みとなっておりますので、報告させていただきます。以上になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、中部地区調査会長から、1 番、お願いします。

北村地区調査会長

今、事務局のほうから説明ありました、ちょっとややこしくして申し上げますけども、去年の 12 月の 5 条許可を取り下げさせていただいて、1 番、農地転用ということであります。周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないことから、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上です。

議 長
村田地区調査会長

続きまして、南部地区調査会長から、2 番、お願いします。南部地区調査会、村田です。2 番は相続に当たり、本件の 3 筆が農地転用の手続きが出されていないことが判明しての申請です。調査会で検討した結果、諸条件を満たすため、問題ないと判断しました。以上です。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長

では意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 212 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。議案第 212 号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 213 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 はい。議案第 213 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。5 ページをご覧ください。番号 1 番から、6 ページの 7 番までの 7 件です。

1 番は資材置き場、駐車場を設置する転用案件です。2 番は農家住宅を建築する転用案件です。4 条 1 番と関連するものです。3 番は、農家分家住宅を建築する転用案件です。6 ページをご覧ください。4 番は、砂利採取用地として一時使用するもので、許可日から 1 年間の一時転用案件です。5 番は、駐車場、資材置き場を設置する転用案件です。6 番は、自己用住宅を建築する転用案件です。7 番は、資材置き場、駐車場を設置する転用案件です。なお、番号 3 番は備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において宅地造成や建物建設のような開発行為を行う場合に必要となります開発許可の申請を、市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

以上、説明申し上げました申請内容、申請案件のその他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし、立地条件等、特に問題ないと判断をいたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定をいただき、県に進達いたしました農地法第 5 条の 7 件の案件のうち、取り下げ 1 件を除く 4 件は許可済みとなっておりますが、開発許可の必要な 2 件につきましては、許可証がまだ届いておりませんけれども、許可は間違いのないものと考えております。以上になりますが、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 長 ただ今事務局から説明がありました。それでは、1 番から 7 番につきまして、各地区調査会長などから補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに西部地区調査課長さんから 1 番、お願いします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており、原案どおり問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議長 長 続きまして、中部地区調査会長から、2 番をお願いいたします。

北村地区調査会長 はい。先ほどと関連でありますけれども、周辺農地の営農条件に支障ありませんので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、3番から6番、お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会村田です。3番から6番までの4件なのですが、調査会で検討した結果、いずれも許可要件に適合しており、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から7番、お願いいたします。
北村地区調査会長 東部地区の北村です。今回、●●さんの農地を、株式会社●●という部分で、機械修理等をしている会社なのですが。その方が、●●さんの、畑の近くに住んでいるということで、その周りが全て住宅地ということでありまして、松代町の小島田にこの●●があるのですが、この清野の土地にバックホウとかナガイモ掘ったりするような機械があるのですが、そういうような機械をいったんそこに止めたりして、修理ができるような状態になれば、小島田のほうに運んで修理をしていくというようなことを考えているようであります。

調査会の中で検討をしましたが、許可条件に適合しておりまして、特に問題はないというようなことで判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第213号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認させていただきました。議案第213号は全て許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第214号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明をいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第214号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、ご説明申し上げます。議案の7ページをご覧ください。番号1番の1件です。裁判所の競売や税務署の公売となり、売却により所有権が移転する場合であっても、農地として利用する場合は農地法第3条の、また、宅地などとして利用するのであれば、農地法第5条の規定による許可が必要です。その許可要件を満たしているかどうかを、入札参加時に確認するため、農地法の許可を受ける見込みのあるものであることを、証明す

る買受適格証明書が求められます。農地を取得できないものが、最高価格の買い手になることを防ぐため、入札参加者を、買受適格証明書を有しているものに限定するという取り扱いがなされています。

右側の備考欄をご覧ください。関東信越国税局の公売案件と記載がございます。本件につきましては、関東信越国税局が行います農地の公売に参加するにあたり、農地法第3条の取得できるか事前に判断し、申請人が買受適格者であるかどうかご決定いただくものでございます。

なお、買受適格証明を添付して競売に参加し、落札した場合でも、本来はその後速やかに、農地法第3条の規定による許可申請を提出し、許可を受けて裁判所に提出しなければならないことになっています。しかし、落札後に通常の手続きで許可申請をするには、事務処理に相当の期間を要し、裁判所の事務処理にも支障を来す恐れがあることから、特例として、買受適格証明の審議の際には、合わせて農地法第3条の規定による許可申請についても事前に審議しておくことができるようになっており、落札後に改めて農業委員会の審議に付することを省略して、事務的な処理だけで手続きを済ませることができるようになっております。そのことが、表の欄外に記載をされております。ご審議のほどを、お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、1番につきまして、東部地区調査会長から、検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村ですが、この案件につきまして、東部地区調査会の中で検討したのですが、特に問題なしということで判断させていただきました。買受適格証明書がなければ次の工程に入れないということでもありますので、買われる方については、農業を一生懸命やっていきたい、柿を植えて一生懸命やっていきたいというような内容でありますので、特に問題なしということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第214号を、原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第214号は原

案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 215 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課より、議案の説明をお願いします。

農 業 政 策 課
市 川 係 長

農業政策課の市川と申します。議案第 215 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。着座にて失礼します。まず初めに訂正がございます。地区調査会の際にも訂正をお願いいたしました。新たに 1 名の方、取り下げが出てしまったため、本日お配りした訂正表のほうに集計表を差し替えと、1 名の取り下げをお願いいたします。

説明に移ります。農業経営基盤強化促進法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。この農用地利用集積計画を定める要件ですが、1、長野市基本構想に適合すること。2、農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。3、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること。4、下限面積についてであり、以上の要件を全て満たしていることを確認しております。

それでは、お手元の議案別冊 1-1 で、お配りした総会用差換え分の 2 ページご覧いただきまして、所有権移転及び利用権設定の各件数、面積はご覧のとおりで、総件数 279 件、総面積は 312,451.62 m²でございます。

ページを戻りまして 1 ページですが、賃借使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は先ほどと同様、今回、利用権の設定を受ける方 89 名、利用権の設定をする方 189 名となっております。以上につきまして、ご決定いただきますよう、ご審議をお願いいたします。

議

長

それでは審議に入らせていただきます。まず 1 の所有権移転関係について、順次、各地区調査会長から報告並びに質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ、単独で採決を行います。

次に、利用権設定関係ですが、2 から 5 の賃借権使用貸借権につきましては、一括して報告をいただきます。なお、6 の農地中間管理事業と 7 の農地中間管理事業使用貸借権につきましては、法律改正により、機構配分も一括して行うこととなっております。農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸付けるものがございますので、農政課からの説明のみとさせていただきます。

その後、質疑を行った上で、一括採決を行う方法で進めさせ

ていただきたいと思います。なお、お手元の別紙１の、アからウの案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当いたしますので、関係する委員には退席をしていただき、審査から採決までを単独で行いたいと思います。

また、別紙２のエ、オの案件につきましては、下限面積要件のため、所有権移転と利用権設定に関連がありますので、審査から裁決までを単独で行いたいと思います。さらに、別紙２のカ、キの案件につきましては、農家創設案件でございますので、この後、議案第 216 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 号第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてを審議した後、審査から裁決までを単独で行いたいと思います。この進め方でよろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長 では異議なしということで、今の内容で進めさせていただきます。

それでは初めに、１の所有権移転関係の１番から 17 番について、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、１番から 4 番までお願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。１番から 4 番につきましては原案のとおりでよいというふうに判断をいたします。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、５番、６番、お願いいたします。

北村地区調査会長 ５番、６番とも調査会で議論いたしましたが、問題なしというふうに判断しました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、７番から 9 番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会村田です。７番、８番、９番、いずれも下限面積等の要件を満たしており、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長から、10 番から 17 番、お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。10 番から 17 番につきまして、何らかの都合でできなくなったことについて、一生懸命やっておられる方がやっていきたいということでありますので、調査会の中では、原案どおり決定することで問題なしということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入りますが、先ほど申し上げました審査から採決までを単独で行う、別紙２、別紙のエとオ以外についてお願いします。先ほどの農業政策課の

説明並びに、ただ今の調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 質問がございませんので、所有権移転関係についての採決を行います。別紙2のエ、オを除いた、所有権移転関係につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。

続きまして、2から5の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、まず6年未満の賃貸借権が18件、それから10年以上の賃貸借権が7件、使用貸借権が12件でございます。初めに、北部地区調査会長から、検討結果をお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。調査会においては、原案のとおりでよいというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長お願いします。

岡村地区調査会長 西部調査会、岡村です。原案どおり、問題ないと判断をさせていただきます。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の案件についても、原案どおり決定して問題ないということで判断いたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長からお願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。調査会で検討した結果、要件を満たしており問題ないと判断しました。以上です。

議 長 それでは最後、東部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 東部地区の案件につきましては、調査会で検討した結果、原案どおりで決定することで、特に問題なしと判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。それでは質疑に入りますが、先ほど申し上げましたとおり、委員が関係する別紙1及び別紙2の案件を除いた利用権設定関係につきまして、質疑採決を行います。

先ほどの農業政策課の説明並びに、ただ今の地区調査会の報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。いないですね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑がありませんので、利用権設定関係についま

して採決に入ります。別紙１及び別紙２以外の利用権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成の確認をさせていただきました。

続きまして、下限面積要件により保留いたしました、別紙２のエ、オの案件について、質疑、採決を行います。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にありませんかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑はございませんので、採決を行います。別紙２のエ、オの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。

続きまして、委員が議事に参与することのできない別紙１の案件について、質疑、採決を行います。別紙１のアにつきまして、●●委員さんが関係しておりますので、ご退席をお願いします。

【●●委員退室】

議 長 それでは、別紙１のアについて、先ほどの農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問ございませんので、採決に入ります。別紙１のアについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。●●委員さんの入室を許可いたします。お願いします。

【●●委員入室】

議 長 続きまして、別紙１のイ、ウにつきまして、●●委員さんが関係しておりますので、退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 別紙１のイ、ウにつきまして、先ほど、農業政策課の説明並びに調査会長の報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

- 議 長 質疑はございませんので、採決に入ります。別紙１のイ、ウについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。●●委員さんの入室を許可します。
- 【●●委員入室】
- 議 長 では以上で、議案第 215 号は、別紙の農家創設案件以外の案件につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第 216 号の農地中間管理事業の推進に関わる法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の、意見聴取についてを議題にします。農業政策課、説明をお願いいたします。
- 農業政策課 議案第 216 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条
市川係長 第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、ご説明いたします。農地利用配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項において、市町村は、必要のあると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとされており、中管管理事業では農家創設の場合、これに該当し、意見聴取をお願いするものです。
- それでは別冊 2、表紙をめくっていただいて、1 ページ目をご覧ください。今回、権利の設定を受ける人は 2 名で、賃貸借で 16,805.58 ㎡を、長野県農業開発公社が貸付を行うものです。2 ページ目をご覧くださいまして、番号 1 番、●●さんは、醸造ブドウの栽培で浅川畑山地区において農家創設をする方になります。番号 2、株式会社●●さんはイチゴの栽培で、吉地区において農家創設をする法人になります。以上につきまして、意見聴取についてご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただ今、農業政策課さんから説明がありました。それでは、地区調査会長から、検討結果、意見等の報告をお願いいたします。北部地区調査会長から、1 番、2 番、お願いいたします。
- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。1 番につきましては、農家創設です。ナンバー 2 につきましては、法人の農家創設ということで、先ほど、議事を行う前に審議をいただきましたので、1 番の農家創設につきましては、申請人は令和 3 年 9 月まで、長野市の地域おこし協力隊員として、浅川ダムの残土置き場をワインのぶどう畑に開墾するというような活動に携わっていただきました。それに携わってきたこと、それから前歴もソムリエというようにもなっておりまして、定住をしてブドウ栽培を続けたいというように考えを持っておられて、地区調査会におきまして

も、営農計画書に基づきまして説明をいただきました。今まで取り組んできた実績に加えて、事業方針、将来の希望、計画もきちんとしておりますので、営農意欲等も鑑みまして、適当であるというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 ただ今2件、北部地区調査会長のほうからご報告いただきました。事務局の説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。いいですかね。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第216号を原案のとおり設定することに賛成の方は挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成という結果が出ました。議案第216号は、全て原案のとおり決定いたしました。

それでは、ただ今の決定を受けて、先ほど保留となっております議案第215号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画決定についてのうち、別紙2の力、キの、農家創設案件について発言のある方は挙手を。いいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑がありませんので採決に入ります。原案のとおり決定ということに賛成の方は挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。従いまして、議案第215号につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。

今、2時55分でございます。ここで次の議事に入る前に10分休憩を入りたいと思います。3時5分に議事を再開いたします。今から休憩に入ります。

【休 憩】

議 長 それでは、全員おそろいでございますので、会議を再開いたします。続きまして、議案第217号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第217号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の9ページをご覧ください。番号1番から6番まででございます。非農地決定についてですが、農用地利用状況調査で山林原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付し、農地所有者からの非農地通知交付申請書により、総会で非農地決定をお願いするものです。

表の下に集計が載っておりまして、今月ご決定いただくものは、原野が6筆で、面積は3,276 m²でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をしてお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないようでございますので、採決に入ります。議案217号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。議案第217号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第98号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第99号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について及び報告第100号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出についての3件について、事務局より説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 報告第98号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてご報告申し上げます。13ページをご覧ください。番号66番から14ページの71番までの6件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっております。4条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届け出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等、特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第99号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告申し上げます。15ページをご覧ください。番号146番から18ページの161番までの16件です。同じく、市街化区域内の届出ですが、5条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届です。内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第100号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。19ページをご覧ください。番号1番の1件です。農業用倉庫等、農業用施設を整備する場合、施設に擁する敷地面積が2アール未満で要件に当てはまる場合は4条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容については

記載のとおりです。書類等、特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の3件について、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは事務局から、報告第98号、第99号、第100号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。ありませんね。

【質疑なし】

議 長 質問がないようでございます。報告案件でございますので、ご了解いただけますよう、お願い申し上げます。

続きまして、報告第101号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 報告第101号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告についてご説明いたします。別冊3になります。本件につきましては、市内で就農している担い手及び新規就農者への利用配分計画と考えますが、既に中間管理事業の権利設定がされている農地について、権利を移転するものでありますので、意見聴取ではなく報告とさせていただきます。別冊3の1ページ目をご覧ください。

今回、権利の移転を受ける方6名で、賃貸借及び使用貸借により11,378 m²、これを長野県農業開発公社が貸付を行うものでございます。2ページ以降、ご覧いただきまして、番号1の有限会社●●さんは松代町小島田で小麦を栽培するということになります。番号2、●●さんは若穂川田の農地で水稻を栽培する方、番号3から6の●●さん、●●さん、●●さん、●●さんは、若穂綿内の基盤整備事業内の農地で果樹を栽培する方になります。報告については以上でございます。

議 長 ただ今、農業政策課から、報告第101号について説明がありました。発言のある方は挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 報告案件でございますので、ご了承いただけますよう、お願い申し上げます。

次に、その他農業委員会行事に関わる事項について審議をいたします。議案第204号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてを議題といたします。本件につきましては、先月から継続案件であり、事務局より各地区調査会での意見等、検討状況を含めて議案の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。議案第204号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、こちらの資料をご覧いただきたい

と思います。こちらにつきましては、1月13日の役員会で最終案を決定いただきまして、今月の地区調査会で意見書の説明をさせていただきました。特に意見がありませんでしたので、この総会で決定いただきまして、こちらの意見書を市長に提出したいと考えています。事務局からは以上になりますが、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。各地区調査会長から、補足がありましたらお願いします。調査会長、いいですかね。本文もよろしいですか。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 十分この審議の日もありましたので、特段ご意見もないようでございますので、ここで採決に入ります。議案第204号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。議案第204号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第218号 長野市農政懇談会についてを議題とします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 続けて説明させていただきます。お手元の資料、議案第218号 長野市農政懇談会について、こちらをご覧くださいと思います。先ほどの意見書をこの農政懇談会で市長に提出しまして意見交換するということで、2月18日午後3時から、ホテル国際21で予定しておりますが、コロナの状況が、かなり緊迫しております。そうした中で、こちら、経過をまとめさせていただきました。

まず、新型コロナウイルスの感染症対策ということで、1月13日には長野市の感染警戒レベルが特別警報2になりました。その後、1月24日の月曜日には、県が国に、まん延防止等重点措置の適用を要請しまして、実施期間が1月27日から2月20日までということで、現在適用されている状況です。

また、農政懇談会の2月18日におきましても、まん延防止措置の適用期間中ということでありまして、中段に、まん延防止重点措置実施中における懇談会の開催のあり方についてまとめさせていただきましたが、1月26日と27日の地区調査会では、コロナ時のイベントの開催要件に沿ったものであれば、まん延防止等重点措置適用期間中であっても、開催して、決して悪いわけではない。その一方で、万全な体制を取るとしても、万が一、懇談会が原因で感染者が出た場合には、関係する皆さ

んに迷惑がかかってしまう、そんな意見がありました。そして、1月28日の金曜日に会長と会長代理、事務局で協議をさせていただきました。措置区域において、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出、移動の自粛の協力が求められている中、全市から一堂に会することはよいのか。また、措置適用期間中にどうしてもこの懇談会を開催しなければいけないものなのか。そういう点で協議した結果、全市の移動を伴う集合形式での開催は困難と判断いたしまして、2月18日の金曜日に予定しておりました長野市農政懇談会につきましては、事務局としては、今年度は中止させていただきたいと考えております。

ただし、2月18日の午後3時から、先ほど決定いただきました意見書を、会長から市長に提出したいと考えておりまして、場所につきましては市長応接室、出席者になりますが、密にならないようにということで、市長と農林部長、農業委員会からは会長と会長代理、事務局ということで、意見書の提出を考えております。農政懇談会は中止、意見書は会長と会長代理から市長に直接手渡す、そんなことを予定しています。

この内容で決定いただきましたら、全委員さんに農政懇談会中止ということで別途、文書を郵送したいと考えております。事務局からは以上になりますが、お願いいたします。

議 長 長野市農政懇談会につきましては、それぞれ準備してまいりましたが、コロナ禍の環境からして、集まって直接、市長さんたちとはお話しできないという状況でございます。その関係で、今、事務局から説明のあったような対応をしていきたいというのについて、皆さまがたのご意見ございましたら、ご発言お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。正直、僕自身も非常に残念に思います。

それでは、議案決定をさせていただきたいということで、異論がなければ、これから裁決に入ります。議案第218号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。やむを得ずという手の挙げ方でもございました。よって、議案第218号は原案のとおり可決いたしました。あとは事務局のほうで処理をよろしくお願いいたします。

次に、議案第219号 農地の賃借料情報についてを議題いたします。それでは事務局から、当案件の説明をお願いいたします。

駒 村 主 査 事務局の駒村です。議案219号 農地の賃借料情報について

説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料ナンバー3-1 をご覧ください。まず1、根拠法令ですが、農地法の第52条になります。2、取り扱いですが、農業委員会が賃借料の目安として公表していた標準小作料が、農地法の改正により、平成21年12月に廃止され、それに代わるものとして、現在は全国農業会議所作成の農地の賃借料情報提供の手引きに基づき、実際にあった取引の集計値を参考として公表しているものです。

3、令和3年版の概要。(1) データの取得期間につきましては、令和3年1月から令和3年12月までが対象となっております。

(2) 令和3年2月26日の第13回総会における意見に対する対応ですが、この総会の際、使用貸借、無償の貸借になりますが、この使用貸借が平均値の算出に含まれておらず、年々平均額が上がっていく傾向が見られる。使用貸借を含めた平均額を示してほしい、というご意見をいただきました。しかし、手引きでは、賃借料水準の計算に、使用貸借による権利の設定は対象としない、と定めていることから、現状どおり、賃借料水準の計算には含めず、別枠で、件数のみを記載するということで対応させていただきます。

(3) の検討事項といたしまして、案の1と案の2の算出方法について説明させていただきます。まず、案の1については、現状どおりの算出方法になります。こちらは取引の全賃借料データにより、平均額、最高額、最低額を算出する方法で、長野市独自の算出方法となります。この方法で算出したものが資料の2枚目、資料ナンバー3-2、調整前というものになります。この、全賃借料データにより算出した場合、年ごとに数値の振れ幅が大きいところが見受けられる状況でして、次のページの別紙という資料に、全賃借料データにより算出した過去5年間の長野市全体の平均値の推移をお示ししておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、資料の1枚目にお戻りいただきまして、案の2について説明させていただきます。こちらは、手引きに基づき、賃借料情報の信頼性を高めるため、全賃借料データの平均値×プラスマイナス70パーセントを超えるものを除いて算出する方法になります。地域内の平均に比べ、著しく高額、あるいは低額のデータを取り除くことで、より標準的な水準を算出することができ、賃借料データの信頼性が高まるものでございまして、須坂市や、上田市、佐久市など、多くの近隣市町村でもこの手引きによる方法で算出し、公表をしております。

この方法で算出したものが、資料の 4 枚目、資料ナンバー 3-3 というもので、プラスマイナス 70 パーセント超えカットと書かれているものになります。また、無償の貸借である使用貸借につきましては、これまで同じ表の中で、データの件数の隣に使用貸借の件数のみを記載しており、分かりづらいとのご指摘がございましたので、この資料ナンバー 3-3 では、上段の 1 で、賃借料の情報を記載しまして、下段の 2 で、使用貸借の件数と、全利用権設定数に占める割合というものを記載いたしました。

事務局といたしましては、令和 3 年版から、この案の 2 の方法で算出したもので公表してまいりたいと考えておりますので、ご審議いただきますよう、お願いします。

資料のほうは、また 1 ページ目に戻りまして、4、農業委員会だよりへの掲載についてですが、令和 4 年 3 月発行の第 93 号農業委員会だよりに掲載する予定です。なお、スペースの都合上、長野市全体の平均額、最高額、最低額、件数、使用貸借件数のみを記載しまして、詳細はホームページのほうに掲載いたします。説明は以上となります。よろしくお願いします。

議 長 それでは今、事務局から農地の賃借料情報についての説明をいただきました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

駒村さん、ホームページに載っているのは、一番最後のページという理解でいいですか。

駒 村 主 査 はい。

議 長 分かりました。使用貸借権設定件数が、今度は記載されますから、地区によっては、いわゆる、とにかく作ってもらうだけでもありがたいという件数がここに反映されているというふうに理解されたいと思います。

地域別にも、ここまで細かく記載をされていれば、十分じゃないのかなというふうに思いますけど、いいですね、これで。

よろしいですかね。では、質問もないようでございますので、採決に入りますがよろしいですか。それでは、議案第 219 号について、原案のとおり決定をすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。議案第 219 号は、原案のとおり決定いたしました。あとは事務局、よろしくお願いします。

次に、議案第 220 号 農地等の利用最適化の推進に関する指針（令和 4 年度から令和 8 年度）についてを議題といたします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼 議案第220号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(令和4年度から令和8年度)についてご説明をさせていただきます。資料ナンバー4をご覧ください。本案件につきましては、1月の各調査会においてご説明をさせていただいた案件でございます。現在の指針が、今年度末で終了するという事で、それを受けて令和4年度から新たに指針を設定するという事で、提案しております。各調査会でいただいたご意見により、今回、修正した内容でご説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目でございますけれども、1ページの中段以下に、見え消しで消してございます。新たな指針の計画期間の説明であるため、現在の指針の終了期日には触れなくてもよい、というご意見をいただきまして、削除するものでございます。また合わせて計画期間についてのご意見をいただきました。5年間ということで、もう少し長いほうがよいのではないかとというようなご意見もありました。長野市では、農業振興アクションプランとの整合性を図るということで、5年間としております。前回から定めているものでございますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

次に、4ページの一番上段、③番になりますけれども、こちらの、見え消しで消した部分になります。山林原野化した農地の非農地化ということで、この言い方が分かりづらいというご意見をいただきました。非農地判断につきましては、3ページの一番上の③番に記載がございまして、このことについては重複している部分もありますので、この4ページの③番についてはこの部分、山林原野化した農地の非農地化ということについて削除したいというふうに考えております。

以上、修正2点でございますけれども、事務局として提案をさせていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長 長 ただ今、事務局から説明をいただきました。調査会、役員会で審議いただいて、一度ブラッシュアップしていただいて、今日は2件の削除が最後の修正でございます。この内容につきまして、皆さまよりご質問、お受けしたいと思っておりますけど、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

議長 長 それでは、質問もないようでございますので、採決に入ります。議案第220号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。議案第 220 号は原案のとおり決定いたしました。

以上で予定した議事が全て終了いたしましたけれども、それ以外に、議題として、皆さまから何かご意見ありましたら、お願いをいたします。ございませんか。ありがとうございます。では、本日予定されていた議事、全て審議終了いたしました。皆さまのご協力で、効率のよい会議が進められたと思います。それでは、会長代理さんのほうにバトンタッチしたいと思います。ありがとうございます。

曾根会長代理 青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に、8のその他に移りますが、本日の議事全体を通して、委員の皆さまから何かご意見等ありましたら、お願いいたします。

塚田委員 塚田です。会の冒頭での会長の挨拶の中にもございましたが、農地パトロール等で各委員さんのそれぞれの立場で、現況を判断して報告するわけですが、個人によって、やはり判断の基準ってというのが、明確なものというのがないので、決めづらいということもあると思うのです。例えば、これは誰が見てももう原野だと、山林だというようなものを、判断で、B判定だとかそういった判断にした場合、農地台帳上は、そこはもう農地ではないという形にはなるわけですね。だけど、別にそれは法務局の謄本上は、別に変わるわけでもない。その辺が、今までそういったトラブルないと思うのですけれども、要はその地権者、所有者の、それは同意を得てそういうふうにするわけではないのですよね？だから例えば、農業委員会だよりであるとか、そういったところに、載せてもらったらありがたいかなと、ちょっと思うのですけれども。

竹下主幹兼事務局
長 補 佐 すいません、事務局の竹下ですが、ただ今の非農地決定の関係なのですが、一応、山林原野の判断を決定いただくのは委員さんということで、それについて、非農地決定を総会ですれば決定になるのですが、今のところ、所有者の方の同意をいただいて、全て決定させていただいています。

塚田委員 B判定になると、翌年のその農地調査のときに、一回そうすると、農地調査から外れますよね。

村田地区調査会長 外れないですよ。

竹下主幹兼
事務局 長 補 佐 B判定されたものは、非農地決定しない限りずっとB判定のまま残っているという状態です。

塚田委員 非農地決定されれば。

竹下主幹兼 されれば外れます。

事務局 長 補 佐

村田地区調査会長

だから、そもそも農地パトロールでは外れないから、そんな権限はないのですよ。

塚 田 委 員

ということは、私がちょっとじゃあ、勘違いしたかもしれないけども、農地調査で、これはもう誰が見ても農地じゃないってということで、原野の判定をしますよね。翌年の、だからその農地調査のときに、一回そうなると、農地調査から外れますよね。

今年、例えば原野だっていう判定をしたときに、来年の農地調査のときには、そこは農地ってということじゃなくて、原野として残ってないですか。

竹 下 主 幹 兼

事務局 長 補 佐

農地は農地として。ただ、原野化した農地、B判定で載っています。

村田地区調査会長

それだけなのですよ。

塚 田 委 員

ということは、所有者が法務局に、要は農地から原野にするという手続きをしない限り、農地調査ではまた同じことか。

村田地区調査会長

数字上がってくる。

竹 下 主 幹 兼

事務局 長 補 佐

青木会長が言われるのは、そういうのを非農地決定して、なるべく分かりやすく落としてしまいたいということです。

塚 田 委 員

毎年、意向調査は行くということですか。そういうことじゃないですか。意向調査、要はその所有者に。

竹 下 主 幹 兼

事務局 長 補 佐

意向調査は、遊休農地だけです。A2と低利用。B判定については、特に行ってないです。

塚 田 委 員

山林原野と判断したものは、そのままということか。

酒 井 委 員

その個人に対して、これは山林になりましたよってことは、それ持ってって法務局へやれば、登記簿から消えるわけですから、それは全然問題ないと思う。

曾 根 会 長 代 理

それ、非農地決定をして、本人が登記をし直さなきゃ駄目ですよ。

塚 田 委 員

われわれが調査をして、荒れていて、どうしますかってことで、通常、所有者のところに意向調査の通知がいくわけですよ。それで、もうこれが農地から外したいと、原野、山林に戻したいってことでやると、ここでOKになって、それで所有者が法務局にそれを持って行くと、地目が変えられると。それやらない人、多いわけですよ。

村田地区調査会長

だからそのままになってる。

塚 田 委 員

登記簿には残してあるから。それは、翌年からもうそれは調査の対象から外して良いってこと……。

酒 井 委 員

山林原野は調査の対象じゃないですよ。

市 川 事 務 局 長

法務局の地目変更をしなくても、本人から申請が出て、非農

地決定をすれば台帳から落ちます。

塚田委員
市川事務局長

落ちますよね。

はい。だから、登記は必ずしも、付いてきてなくて大丈夫です。

青木会長

だから本人同意がね、今、全然されてないのですよ。農業委員会で、それぞれ委員さんがジャッジするだけで、だから結局、荒廃農地そのものは変わってないのです。

塚田委員

そうですね。

青木会長

ただ自己満足状態。あくまでも本人同意で初めてそこから、農業委員会としての仕事が外れれば、テリトリーから外れるということです。

塚田委員

取りあえずは調査して、要は、A判定から取りあえず外れたという場合に、意向調査っていうのが必ずいきますよね。それで、返答が来ないとなると、どんどん荒れて、その一回、その所有者のところに意向調査の通知が、送った人に対しては、もうその後、全く荒れていた場合、再度、意向調査はいかないけれども。

竹下主幹兼
事務局長補佐

すいません、意向調査は、さっき言ったみたいに遊休農地についてやるのですが、今年度から、A2と低利用になった農地はもう、ずっと毎年意向調査を行います。

青木会長

これからね。

竹下主幹兼
事務局長補佐

ええ。これからは、毎年、そのまま変わりなければ、そのまま毎年調査の対象となります。で、そのA2、低利用っていう遊休農地っていうのは、ずっと遊休農地でいたとすれば、それはだんだん、山林原野化していくわけです。

塚田委員

そうですね。

竹下主幹兼
事務局長補佐

いずれはB判定っていうことになっていくと思います。

塚田委員

でも完全に、その低利用から、誰が見ても山林になっちゃった状態となると、意向調査も何もないということでもいいですか。

竹下主幹兼
事務局長補佐

B判定されたものは、もう何も、特にないです。あと残っているのは、先ほど言った非農地決定になります。

塚田委員

分かりました。

松橋事務局長補佐

それについては、また2月に非農地決定の通知を、4年計画で考えているのですけども、今年度分を発送する予定になっています。その方に、非農地決定の通知をこちらへ送り返してもらって、非農地の処理をする、そういう流れになっています。

また、連絡取れないところはまた、農業委員さん、推進委員さんにご協力いただいて、訪問していただいたり、お電話して

いただくような流れになっていますので、またその辺のほう、ご協力をよろしくお願いします。

曾根会長代理 では他に。よろしいですか。では最後に事務局から、今後の日程説明について、お願いします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。お手元に本日の資料とは別に、信州自治研をお配りしてあります。長沼の水害復興支援活動2年目を終えてという内容ですが、酒井委員さんから、ご説明をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

酒井委員 はい。ご報告させていただきますと、私たち、●●が中心になりまして長沼水害復興支援、小田切プロジェクトというものをつくりまして。小田切の農産物を通して長沼の皆さんのお力に、少しでもなるかということで2年間行いましたけれども、その概要について、私なりにまとめたものをたまたま、信州自治研に掲載されました。農業委員会の皆さんが昨年、小田切の実情について視察もしていただきましたし、そういう面言えば、報告する義務があるというふうに、私も思いまして、ない頭を絞りながらまとめております。

非常に、欠陥だらけでございますけれども、私たち小田切では長沼の水害というのは決して人ごとではないのだと思います。やっぱりこれはずっと続けて、少しでもお力になっていければというような、そんな気持ちでやっておりますけども、またお暇なときに目を通してご指導いただければ、大変ありがたいということで、今日、お配りさせていただきましたけれども、よろしく、一つお願いいたします。

竹内事務局長補佐 ありがとうございます。それでは、次第ご覧いただきたいと思います。今後の日程ということで、次第の下段、次回、第25回総会でございますが、2月28日午後1時半から、10階の講堂を予定しております。出席人数を減じての開催を予定しております、シフト表を皆さんにお配りしてありますが、Bグループになります。

次第の裏面ご覧いただきたいと思いますが、上段が地区調査会の日程になります。それから、今後の会議等日程でございますが、行事がだいぶ中止になっております。2月1日の三者農政懇談会、こちら役員さんが対象でしたが中止。それから、役員会につきましては、2月14日、午前10時から正午ということをお願いします。この日の午後、市の公社の総会が予定されていることから、午前中の開催となっております。それから、会長が出席予定であります、県の農政部との意見交換会が2月15日に予定されています。あと、農政懇談会、先ほどご説明しましたが、残念ながら中止ということをお願いいたします。

その他、3月末の総会までの日程載せてございますので、また、ご確認いただければと思っています。事務局からは、以上になります。よろしくお願いいたします。

曾根会長代理 では、日程等につきまして、何かありましたら。よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第24回の総会を終了いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。